

電磁調理器購入仕様書

1 件 名

電磁調理器購入

2 適 用

電磁調理器購入仕様書に適用する。

3 目 的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、電磁調理器購入を受注者（以下「乙」という。）に委託し、新規納入および既存電磁調理器の処分を目的とする。

4 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号（町田市民病院）

5 履行期限

契約確定日より2020年10月30日まで

6 設置場所

町田市民病院 南棟地下1階栄養科厨房内

7 作業項目

- (1) 既存電磁調理器撤去処分
- (2) 新規電磁調理器製作、搬入、設置、接続
- (3) 試運転調整
- (4) 取扱者対象の取扱説明

8 参考機種

- (MIR-1055SB-N) 1台
- (1) 外形寸法 幅900mm×奥行750mm×高さ850mm程度
 - (2) 消費電力 三相200V 5.0kw×2
- (MIR-1035SA-N) 2台
- (1) 外形寸法 幅900mm×奥行600mm×高さ850mm程度
 - (2) 消費電力 三相200V 3.0kw×1 5.0kw×1

9 本体仕様

- (1) 主材質はステンレス製であること。
- (2) 鍋底の直径は180mm以上330mm以下であること。
- (3) タイマーの設定は秒単位（99分59秒）まで有すること。
- (4) 保温モードの機能を有すること。
- (5) エラー表示はデジタル基板に表示されること。
- (6) 火力調節ダイヤルがあること。
- (7) 金属製のグリルフィルターを本体底面に有すること。

10 特記仕様

設置については、栄養科業務終了後、18 時以降に行うこと。詳細は担当職員と調整の上実施すること。

11 安全対策等

本契約を実施するにあたり安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12 軽微な変更

電磁調理器機能に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施すること。

13 試運転および運転指導

自動食器洗浄機設置後、履行期限内に試運転確認を実施すること。試運転については担当職員立会のもと実施するとともに取扱説明を行うこと。

14 保証

保証期間は、正式引き渡し日より 1 年間とする。引き渡し日より 1 年以内に生じた故障等は受注者の負担にて速やかに対処すること。

15 提出書類

保証書および取扱説明書 2 部

16 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

17 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当契約に必要なものは受注者の負担で実施すること。

18 その他

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施すること。